

志摩市指定金融機関業務委託【長期継続契約】実施要領

令和7年12月12日

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条第2項の規定に基づき、志摩市が行う公金の収納及び支出等の業務(以下「本業務」という。)を委託する指定金融機関の指定の手続きに関し、必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、本業務の概要、参加資格要件等を公表して指定を希望する事業者を募り、申請者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する提案書等の提出を求め、提案者の創造性、安全性、実績等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した指定金融機関候補者を決定するまでの手続きや方法を定めるものとする。

(手続き開始の公告)

第3条 市長は、指定金融機関の指定希望者を募集するにあたり、次の事項を公告するものとする。

(1) 志摩市指定金融機関業務委託募集要項(以下「募集要項」という。)

(2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1) 志摩市ホームページ

(2) 志摩市出納室窓口での閲覧

(募集要項)

第4条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

| 項目 | 主な内容 |
|------------------|--|
| 1 業務の概要 | 業務名、業務の目的、契約期間、業務内容など |
| 2 実施方法 | 公募型 |
| 3 参加資格要件 | 必要な参加資格要件 |
| 4 参加申込 | 参加申込書類の提出方法、提出先及び提出期限 |
| 5 日程 | 全体スケジュール、候補者の決定までの手続きの流れ |
| 6 提案書作成方法 | 提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項など |
| 7 審査方法 | 審査の項目・配点、審査型式(ヒアリング、プレゼンテーション等)、開催日時など |
| 8 審査結果 | 通知方法、通知時期など |
| 9 提出書類の扱い | 開示や提案内容の取扱いなど |
| 10 審査結果の公表及び情報公開 | 審査結果の公表方法、情報公開での取扱いなど |
| 11 問合せ先 | 担当部署名、連絡先 |
| 12 その他 | 必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項など |

(参加資格要件)

第5条 当該業務のプロポーザルに参加する者は、公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2)志摩市競争入札資格者名簿の募集要項で示した対象業種(部門)に登録されていること。ただし、応募者が以下の書類を提出し、入札資格者登録手続きを行うことを誓約した場合は、参加させることができる。この場合、募集要項で示した時点では志摩市の入札参加資格者として名簿に登載されていること。名簿に登載されていない応募者については、選定の対象外とする。なお、志摩市競争入札資格者名簿は三重県市町総合事務組合における審査完了月(毎月 25 日までの審査完了分)の翌月 1 日に登録となるので注意すること。
 - ① 法人にあっては、登記事項全部証明書(登記簿謄本)
 - ② 商号登記している個人にあっては、登記事項全部証明書(登記簿謄本)
 - ③ 個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 法人にあっては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県民税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
 - ⑤ 個人にあっては、直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県民税(事業税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
- (3)志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成 20 年志摩市告示第 34 号。)に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4)手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号。)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6)その他募集要項で示した同種業務の実績等、指定金融機関として業務を遂行できる体制の参加資格要件を満たしていること。

(失格基準)

第6条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1)前条に定められた参加資格を満たさないとき
- (2)募集要項に定められた提出方法によらず申請書及び提案書が提出されたとき
- (3)募集要項に定められた提出期限までに申請書及び提案書が提出されなかつたとき
- (4)募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき
- (5)提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき

- (6) 本手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき

(申込書の提出等)

- 第7条 指定希望者は、参加申込書(様式 2)を提出するものとする。
- 2 本申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
 - 3 本申込者の参加資格を審査し、申込者全員に参加資格審査結果通知書(様式 4)により通知する。

(辞退)

- 第8条 参加申込者は、申込後に第 11 条に規定する契約を締結するまでの間、いつでも申請を取り下げ辞退することができる。この場合には、辞退届(様式 6)を市へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の指定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(指定金融機関候補者の決定)

- 第9条 志摩市指定金融機関選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング(プレゼンテーション、デモンストレーション)等を行い、評価基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者と次点者(参加申込書及び提案書を提出した者が1者の場合は最上位の者)を特定し、最上位の者を本業務を行う指定金融機関の候補者として、契約を締結する交渉相手方に決定するものとする。

- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書(様式 7)により通知するものとする。
- 3 前項により候補者とならなかつた者で異議等がある場合は、通知の日の翌日から起算して 7 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年第 91 号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- 4 市長は、前項の候補者とならなかつた理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 20 日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

- 第10条 市長は、第 9 条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。
- 2 前項の公表する範囲は、募集要項で定めるものとする。

(契約の締結)

- 第11条 第 9 条第 1 項により決定された候補者に対し、本業務の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。

- 2 第9条第1項により決定された候補者について、辞退、失格その他の理由により本業務の契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、契約を締結するものとする。
- 3 前2項の契約は、地方自治法施行令第168条の規定に基づき、議会の議決を経た後、締結するものとする。

(留意事項)

第12条 指定希望にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込書及び提案書等の提出書類の作成・提出、ヒアリングへの参加等に関する一切の費用は指定希望者の負担とする。
- (2) 不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式(以下「提出書類」という。)の差し替え、引き換えは原則として認めない。ただし、市長又は選定員会が提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。)
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。ただし、情報公開についてはこの限りでない。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年12月12日から施行する。